

第4節 都市と自然が調和した自然共生社会の実現

1 将来像の実現にむけた2030年の姿と管理指標

市民・事業者が、豊かな自然の成り立ちや生物多様性について理解し、自然環境や景観に配慮したライフスタイルや事業活動を実践している都市を目指します。具体的には、生物多様性の保全に関する理解の促進や、地域の自然の特徴に合わせた適切な自然環境の保全を進めることで、自然との共生を目指します。

- ・生物多様性に対する市民の理解度を80%に

◆関連するSDGs

ターゲット 15. 1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続的な利用を確保する。
ターゲット 15. 5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
ターゲット 12. 8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

2 施策の実施状況・課題

(1) 水やみどりの活用、ふれあいの促進

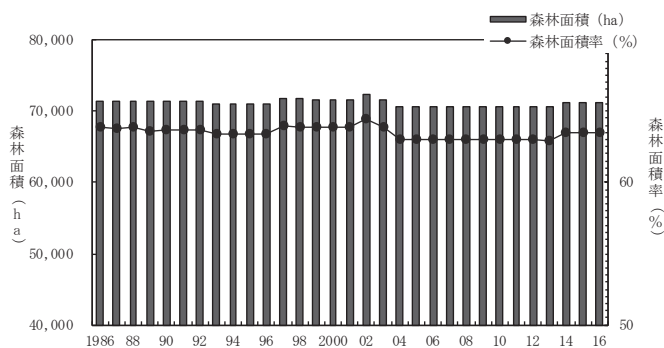
ア 自然の現状

(ア) 森林・緑地

札幌市の森林面積の割合は60%以上と市域の非常に大きな部分を占め、その大部分が山地部に集中しています。

札幌市とその周辺地域の平地部では石狩湾に沿った防風林や北海道大学のキャンパス、野幌森林公園等、いくつかの拠点的な緑地があります。

また、森林面積の推移は図2-4-1のとおりです。



※ (資料)2016年度北海道林業統計 (2017年4月1日現在 北海道水産林務部)

図2-4-1 札幌市の森林面積

(イ) 植物

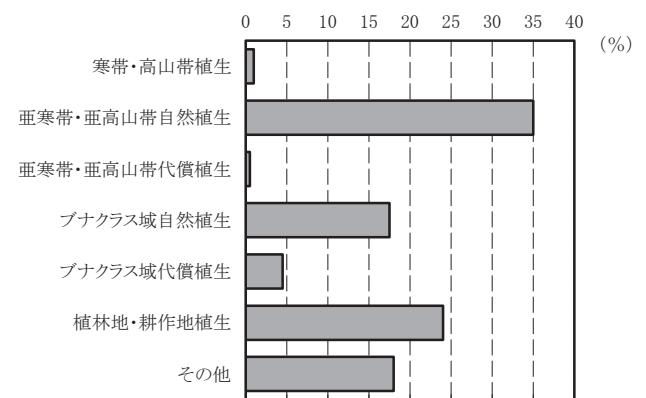
a 植生

札幌市周辺の現存植生の内訳は図2-4-2のように報告されています。

札幌市とその周辺地域の平地部は冷温帯 (ミズナラ・ブナクラ

ス域) に属し、エゾイタヤやシナノキを代表とする落葉広葉樹林によって特徴づけられます。

山地部では標高が高まるにつれてエゾマツやトドマツ等の常緑針葉樹が多くなり亜高山帯へと移行します。



(資料) 環境省「第5回 (1994～1998年度) 自然環境保全基礎調査」

図2-4-2 札幌市周辺の現存植生

南西部に広く分布する亜高山帯の自然林は地域の面積のほぼ4分の1を占め、地域の水源として重要な役割を果たしているほか、動物の生息地としても大切な地域となっています。

南西部の余市山系の稜線部の一部には面積は極めて限られていますが、ハイマツ等の分布する高山系の植生も見られます。平地部へと続く山地部には、落葉広葉樹林の自然林が残っています。これらの自然林は、地域の自然風土を色濃く残しており、いわゆ

る郷土の森として重要な役割を担っています。

石狩川水系流域の平野部や扇状地、野幌・島松に代表される丘陵地の多くは耕作地や宅地としての土地利用が進んでいるため、旧来の自然の姿はなく、特に石狩平野の泥炭地植生は、その姿をほとんど消しています。

b 自然植生の割合

札幌市の自然植生（原植生）の割合は、全国水準に比べると非常に高い状況にあり、北海道全体に比べても高いと報告されています（図2-4-3）。

しかし、札幌市全体では自然植生の割合は高いものの、各区毎にみてもその違いが顕著です。図2-4-3に示すとおり、平地部に位置する北区、東区、白石区、厚別区にはほとんど自然の植生が残っていないのに対して、南区と西区では高い割合で残っており、自然性の高い地域は南西部の山地に偏っていることが分かります。

c 植物種

札幌市の植物の分布は、各種文献によると1,820種の高等植物（維管束植物）が報告されています（図2-4-4）。

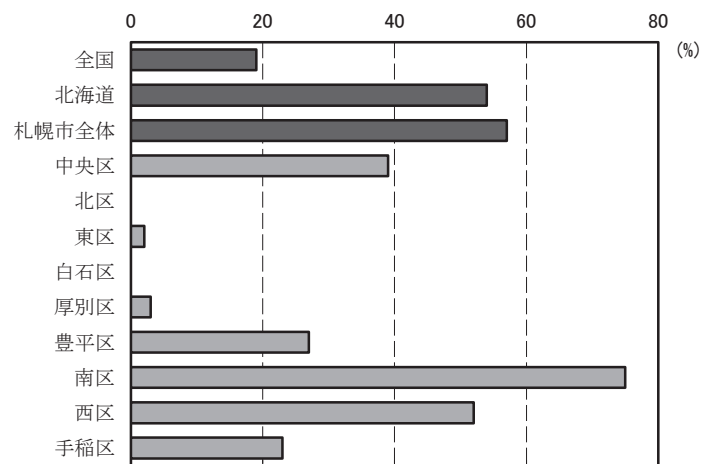
これは、道内に生育している植物種の約72%、全国の植物種の約26%を占めており、植物種は非常に豊富であると言えます。

この理由として、この地域が冷温帯と亜高山帯の移行部分に位置しており、南方系と北方系の植物が混在しているためと考えられます。

d 着目される植物群落

札幌市とその周辺地域に分布している各種の植生の中で、特に着目されるものとして14件の植物群落は報告されています（図2-4-5）。

これらは、主に原生林やそれに近い自然林、南限や北限など植生分布限界となる群落や個体群、特殊な立地に生育するもの、郷土景観を代表するもの、貴重種などです。

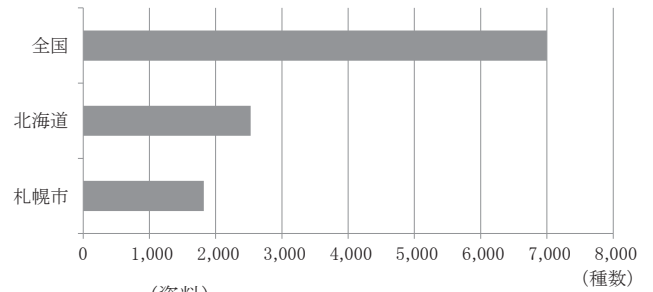


(注1) 植生自然度9、10の割合。

(注2) 清田区は豊平区に含まれる。

(資料) 第2・3回自然環境保全基礎調査・植生調査（環境庁）

図2-4-3 札幌市の自然植生



(資料)

生物多様性さっぽろビジョン（札幌市、平成25年）

北海道環境データベース（北海道、平成28年）

環境白書（環境省、平成25年）

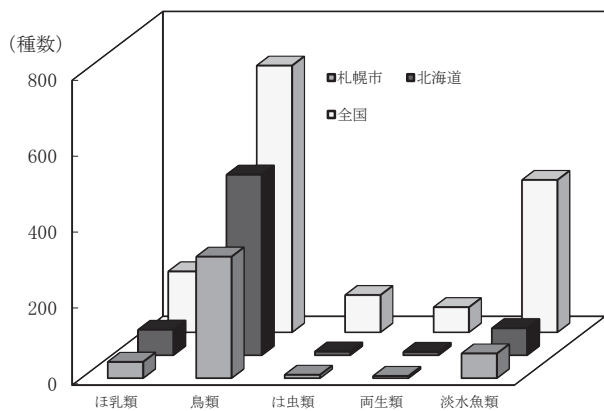
図2-4-4 札幌市・北海道・全国の植物



番号	群落名	番号	群落名
1	支笏地方ササ群落	8	定山溪天狗岳植物群落
2	札幌月寒羊ヶ丘自然林	9	余市岳高山植物群落
3	野幌自然休養林	10	無意根山大蛇ヶ原湿原植生
4	札幌藻岩山天然林	11	空沼岳万計沼針葉樹林
5	札幌円山天然林	12	輪厚付近コナラ林
6	石狩海岸砂丘林	13	島松～千歳市コナラ・ミズナラ林
7	手稲星置の滝自然林	14	支笏湖畔自然林

(資料) 第3回自然環境保全基礎調査・自然環境情報図(北海道 胆振・石狩・空知)(環境庁)

図2-4-5 札幌市周辺の特定植物群落位置図



(資料) 札幌市環境局 (札幌市, 2017 年)  
 北海道レッドデータブック (北海道, 2001 年)  
 北海道環境データベース (北海道, 2016 年)  
 環境白書 (環境省, 2013 年)

図 2-4-6 札幌市周辺の動物

### (ウ) 動物

札幌市の動物の生息状況は、各種文献によると図 2-4-6 の動物種が報告されています。南西部の山地には自然性の高い地域が多くあり、各種動物の良好な生息域と考えられることから、大都市近郊にもかかわらず、動物種が豊富な地域と考えられます。

#### a ほ乳類

6 目 12 科 43 種が札幌市で確認されています。これは、北海道内で報告されているほ乳類の約 64% にあたります。

#### b 鳥類

札幌市では北海道内で報告されている鳥類 474 種のうち、約 67% の 17 目 56 科 319 種が報告されています。

北海道では、南方系の鳥の北限や北方系の鳥の南限にあたる鳥も多く、また、渡りのコースにもなっており、鳥類が豊富です。札幌市周辺は、北海道南西部の特徴を示し、天然記念物のクマガラが市街地近郊で営巣しているなど、同じく天然記念物のマガンやヒシクイの渡りのコースになっています。

#### c は虫類

北海道は気候等の理由から全国的にはは虫類の少ない地域です。札幌市では北海道で報告されている 9 種のうち 2 目 6 科 9 種が報告されています。

#### d 両生類

は虫類と同じく北海道は両生類の少ない地域です。札幌市では北海道で報告されている 9 種のうち、釧路湿原など特定の地域でしか確認されていないキタサンショウウオと移入種で道南地方で確認されるウシガエルなどを除く 2 目 4 科 6 種が報告されています。

#### e 淡水魚類

札幌市では 11 目 18 科 65 種が報告されています。これは全国の 16% ですが、北海道内で報告されている淡水魚類 71 種のうち、約 92% にあたります。

#### f 昆虫類

札幌市では 15 目 319 科 3,868 種が報告されています。これは、北海道内で報告されている昆虫類の約 12% にあたります。

札幌市は山地から平野部、河川や湖沼まで多様な生息環境が存在し、また、寒地系と温帯系の昆虫類が混在しています。

なお、(イ) 植物の c 植物種及び (ウ) 動物の f 昆虫類は 2011 年度“生物多様性さっぽろ”自然環境等基礎調査により、f 昆虫

類以外の (ウ) 動物は 2017 年度自然環境調査手法検討等業務報告書によります。

## イ 自然環境の保全

貴重な自然を将来にわたって保全するため、各種の法律や条例などに基づく保護地域制度の活用などを推進するとともに、市民が自然とふれあう場づくりを進めています。

### (ア) 保護地域制度

#### a 国立公園・道立公園

自然公園法に基づき、優れた自然の景勝地を保護し、その利用の増進を図るために指定されるもので、市内では南西部の一部が支笏洞爺国立公園に、また、北海道立自然公園条例に基づき、厚別区の一部が道立野幌森林公園に指定されています。

#### b 環境緑地保護地区

北海道自然環境等保全条例に基づき、市街地及びその周辺地の環境緑地として維持することが必要な樹林地や水辺地、良好な自然景観地、学術的に重要な動植物の生息地等の保護のために指定されているもので、市内では環境緑地保護地区 12 カ所、自然景観保護地区 6 カ所、学術自然保護地区 1 カ所が指定されています。

#### c 天然記念物

登山などで札幌市民になじみ深い藻岩山と円山の原始林は、文化財保護法に基づき、国の天然記念物に指定されています。都心近くに、このような原始林が残されているのはとても珍しく、今後とも大切に守り伝えていかなければなりません。

#### d 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、森林性鳥獣の生息地、都市の生活環境改善のため野鳥などを誘致する地域等が設定されており、市内では 9 カ所が道指定の鳥獣保護区に指定されています (表 2-4-1)。

表 2-4-1 鳥獣保護区の設定状況

区 分		指定面積 (ha)
森林鳥獣生息地	定 山 溪	1,660
	円 山 ・ 藻 岩	335
	羊ヶ丘白旗山	2,337
	手 稲	2,218
	野 幌	2,048
身近な鳥獣生息地	真駒内緑ヶ丘	144
	藤 の 沢	7
	北 大 簾 舞	32
	北 大 一 の 沢	62

(資料) 平成 29 年度鳥獣保護区等位置図 (別冊編)・北海道

### (イ) 自然とのふれあい

#### a 都市環境林

市街地の背後に位置する山並みの緑については、街の中から望みできる身近な郷土風景であり、積極的に保全を図るため、相続・転売等により特に保全上支障をきたす場合には、計画的に公有化しています。これらの公有化した土地と旧市有林 (7 箇所、1269.7ha) を合わせて都市環境林としています。2017 年度末は 37 地区、1,728.7ha となっています。

これらの都市環境林のうち、1913 年からの歴史があり、札幌市の発展とともに歩んできた西山造林地 (現在の白旗山都市環境林) では、保育等維持管理を続けながら、森林資源の培養を図り、多目的でかつ公益的な森林機能の発揮に努めるとともに、森林レ

クリエーションや自然環境学習等の場として開放するなどの整備を行っています。

**b 市民の森**

都市近郊の民有林について、所有者から森林を借り、散策路など最小限の整備を行うことにより自然とのふれあいの場を提供し、併せて所有者に森林整備を奨励して良好な都市近郊の緑の育成を図っています。2017年度末までに6カ所418.3haが指定されています。

**c 自然歩道**

札幌市では、市街地周辺の自然環境に恵まれた森林に、自然とのふれあい、レクリエーション、健康増進などのために、体力に応じて利用できる8ルート、総距離75.1kmを設定しています。

**(ウ) 農地の保全・利用の推進**

「人」と「農地」の課題解決のため、まとまりのある区域ごとに、今後の地域農業のあり方などを整理し、解決するための計画（人・農地プラン）を2012、2013年度に策定しています。

- ・地域の話し合いを定期的に行い、計画の見直しを実施
- ・農地流動化対策として効果のある奨励金制度を引き続き実施するほか、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業等の農地流動化を促進する事業を実施

**ウ 水辺環境の保全と創出**

都市化の進展に伴い、河川水量の減少が進行するとともに、効率的な治水対策や災害復旧等による緊急的なコンクリート護岸の整備などにより、自然環境が喪失し、人と自然のつながりが少なくなっていました。

このため、人が水とふれあい、親しむことのできるよう、多様な生物の生息に配慮した川づくりや、うるおいと安らぎのある良好な水辺環境の保全・創出が必要となっています。

**(ア) 多自然川づくり**

良好な水辺空間を円滑かつ積極的に形成するため、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を進めています。

**(イ) 札幌市河川環境指針**

これからの札幌市の河川環境について、目指す姿や方針、事業の基本的な進め方を示し、今後の河川事業にその考え方を反映させていくものとして「札幌市河川環境指針～『自然』・『人』・『まち』をつなぐ川づくり～」を2009年3月に策定しました。

川が人々の日常にとけこみ、四季の表情や生き物の姿、そして元気に遊ぶ子どもたちの姿がある、豊かな川の風景を目指すため、これからの川づくりは、「川を『つくる』から川と『共に生きる』」を基本とし、「自然」・「人」・「まち」の関係を考えて、その川にふさわしい関係がつけられるようにします。

また、本指針が適切に進められているか検証するほか、本指針に基づいて実施された川づくりの状況から、今後の整備のあり方を検討するために、「札幌市河川環境推進会議」を2010年6月より開催しています。

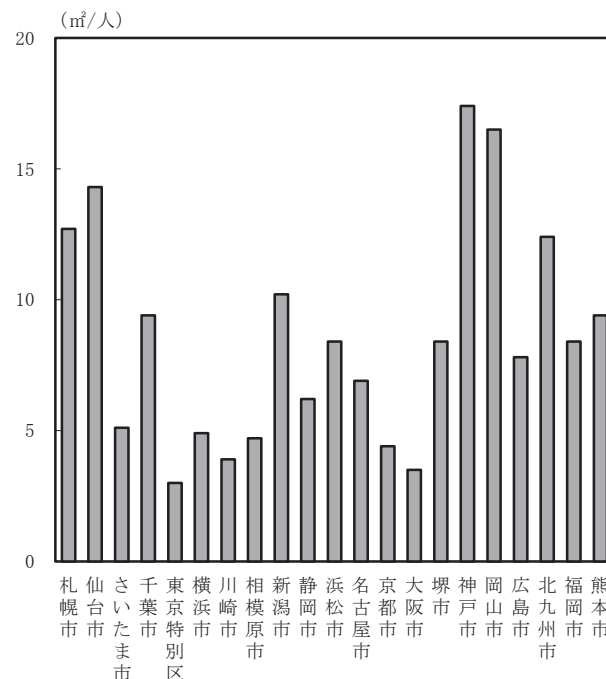
**(ウ) 河川愛護運動の推進**

貴重な水と緑の空間としての河川の役割が高まるに従い、河川と地域の関係を取り戻そうとする気運も高まっています。良好な河川環境を形成・維持していくためには河川管理者の取組だけでなく、地域のみなさんの参加が必要です。札幌市では、多くの市

民に河川への関心をもってもらうために、河川環境モニター制度や地域住民との協働による河川清掃活動等を行っています。また、良好な水辺環境が保全されることを目的として、河川美化活動の支援を実施しています。

**エ 市街地の緑の保全と創出**

開拓期から計画的にまちづくりが行われてきたため、市域全体では自然性豊かな森林が多く残されていますが、市街化区域における緑被率は他の政令都市と比較して決して高くない状況にあり、また、都心部や周辺の既成市街地の公園緑地が郊外部に比べて少ない状況となっています（図2-4-7）。



(資料) 都道府県別1人当たり都市公園等整備現況 (2016年3月31日現在)

図2-4-7 主要都市1人あたりの都市公園面積

**(ア) 市街地の緑の保全**

**a 特別緑地保全地区**

都市緑地法に基づき、街の中の良好な自然環境を形成する緑を保全することを目的として、都市景観上・環境保全上、あるいは歴史的・文化的観点から保全する必要がある樹林地等が指定されるもので、2017年度末で25地区52.0haが指定されています。

**b 保存樹木**

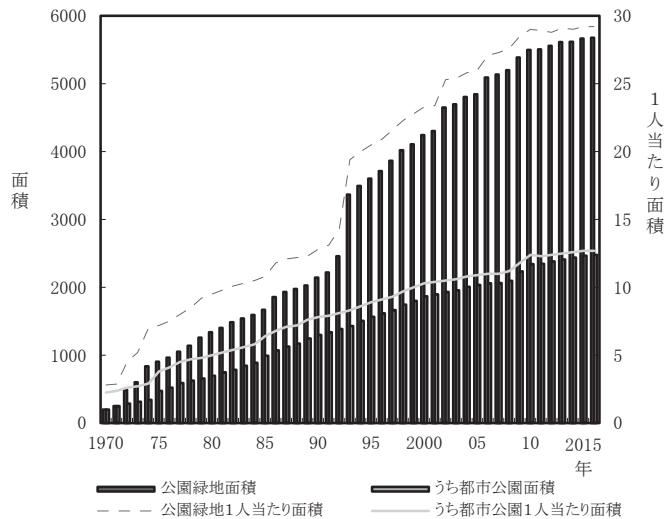
市内の樹木や並木について、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づき、由緒由来があるものや学術的価値の高いものを「保存樹木」として指定し、その保存に努めています。2017年度末現在で、34カ所、58本、122,255㎡が指定されています。

**c 風致地区**

都市計画法に基づき、都市における良好な自然的環境の維持を目的として指定された地区で、2017年度末で12地区、3,597.2haが指定されています。札幌市緑の保全と創出に関する条例により、地区内での建築や宅地造成、樹木の伐採等の行為を規制しています。

### (イ) 公園・緑地

札幌市の都市公園は、1991年に全国に先がけて2,000カ所を超えました。2017年度末の数は2,740カ所で、これに里塚霊園や野幌森林公園など都市公園に準ずるものを加えた公園・緑地の数は、2,859カ所になります。総面積は5,683.7haで、市民1人あたりでは29.1㎡に相当します(図2-4-8)。



(注)各年度末現在

図2-4-8 公園緑地整備水準の推移

### (ウ) 道路緑化

#### a 街路樹の取組

みどり豊かで潤いのある街づくりに街路樹は欠かすことができない存在です。市内の街路樹の総本数は、2017年度末232,185本、市民100人あたりで12.0本となっています。樹種別(高木)ではナナカマドが34,044本と最も多く、以下イチョウ、カエデ類の順となっています。

街路樹は、歩道幅3.5m以上の道路に植栽を進めていますが、四季を通じて緑のある道路景観を目指し、常緑樹を取り入れた植栽や沿道へのます花壇の設置、道路の緑地帯を美しい花で飾るなど、地域の特色を生かした道路緑化を推進しています。

#### b 歩道美化事業

町内会等に花苗を提供し、街路樹ますでの花壇づくりを実施することで道路景観の向上を図っています。また、歩道美化運動のさらなる高揚を図るため、ます花壇の優良制作者(町内会等の団体)を表彰しています。

### (エ) 市民との協働による緑づくり

みどり豊かな街づくりに向け、行政の力だけではなく、市民、企業、行政が一体となって緑を守り育てることで、さらにみどり豊かな美しい街づくりを進めています。

#### a さっぽろふるさとの森づくり事業

市民や企業、団体との協働による「さっぽろふるさとの森づくり植樹祭&育樹祭」や、林野庁北海道森林管理局との共催で「札幌水源の森づくり」を開催しています。また、企業等と札幌市が大規模公園予定地等での森づくり協定を締結し、民間主導の森林保全活動を進めています。

#### b 森林ボランティア登録制度

都市環境林、市民の森、特別緑地保全地区内で草刈りや間伐などの活動を行う団体や個人を登録し、作業用具の貸出などの支援を行うことで、市民による自主的な森林保全活動を促進しています。

#### c 公園ボランティア登録制度

都市公園等で花壇整備や清掃などの活動を行う団体や個人を登録し、側面的支援を行うことで、市民による自主的な環境美化・保全活動を促進しています。

#### d さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業

花や緑に関するまちづくり活動に取り組む市民を募集、登録し、相互交流できるイベントの開催や活動に役立つ情報の発信などの支援を行うことで、知識向上やスキルアップへとつなげ、市民活動の一層の推進や活動主体間のネットワーク化を図っています。登録者は、「さっぽろタウンガーデナー(個人)」「花と緑のボランティア団体」として活動しています。

## オ 水と緑のネットワークの形成

河川は、都市にうるおいをもたらす貴重な空間となっています。しかしながら、都市化の進展などにより、水量の減少、湧水の枯渇などが生じており、特に、本市の北部地区(中央区、北区、東区)の河川では、水源を持たないため、平常時に流れが停滞したり、枯渇したりすることが多い状況にあります。

このため、水環境の改善による水と緑豊かな多様な河川環境の創出を目的とし、藻岩浄水場の放流水や豊平川などからこれらの河川に導水しています。

## (2) 生物多様性の保全

### ア 札幌市における現状

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵み(生態系サービス)によって支えられています。現在、過度の人間活動がもたらす影響によって世界中で生物多様性が損なわれています。

札幌市では、生物多様性基本法に基づく地域戦略として、2013年3月に「生物多様性さっぽろビジョン」を策定し、生物多様性保全に向けて体系的・総合的な施策を推進しています。

#### (ア) 自然環境における現状

札幌市は、地勢、地形、気候やその成り立ちなどの諸条件から、多様な生態系や生物相が成立する条件を備えています。また、本州の都市に比べて、明治期以降、計画的に開発が進められてきたため、南西部の山地や円山・藻岩山などの原生的な生態系から、公園や農地などの人為的な生態系まで、質的・量的に多種多様な生態系が見られます。

また、札幌市域には南方系の生物と北方系の生物が多様に生息・生育し、これまで、およそ7,400種もの生物種が記録されています。その中には、サッポロフキバツタ、ジョウザンシジミ、モイワランなど札幌の地名がついた生き物もいます。

現在、札幌市内の草地環境の減少等により、草原性の鳥類など297種の動植物が絶滅の危機にあります。一方、アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ、アメリカザリガニ、オオハンゴンソウ等の外来種の生息・生育域の拡大が確認されています。

#### (イ) 社会環境における現状

生物多様性の保全を推進するためには、生物の生息・生育環境の保全・創出の基礎となる動植物データ、生物多様性を定量的に評価するための科学的知見や保全技術に関する知見が不可欠ですが、現状では十分とは言えません。また、市民アンケートの結果では、自然に対する関心が高い一方で、生物多様性の認知度は低い傾向が見られます。

札幌は、周囲を豊かな自然に囲まれていることで、ヒグマやエゾシカなどの野生鳥獣が身近に生息しており、市民生活とのあつれきが発生しやすい状況にあります。野生鳥獣を排除するのではなく、どのように共生していくかも解決すべき課題です。

### イ 生物多様性の理解向上に向けた取組

#### (ア) さっぽろ生き物さがし 2017

2017年7月15日から10月9日の期間、札幌の自然環境の状況を把握することを目的に、森林や草地、水辺等の環境の指標となる生き物を市民みんなで調べる一斉調査を実施しました。市内の動植物の生息・生育データを集めると共に、身近な生き物を通じて札幌の自然や生物多様性についての理解の向上を図っています。

#### (イ) 生物多様性フォーラム

2018年3月11日に、札幌市円山動物園において、希少種保全や外来種対策の専門家による基調講演、パネルディスカッションなどのプログラムによる生物多様性フォーラムを開催し、100名を超える参加者が来場しました。

#### (ウ) 生き物かるた

生物多様性に対する市民の理解と定着を図るため、生き物をテーマとしたかるたの読み札を市内の小学生から募集し、優秀作

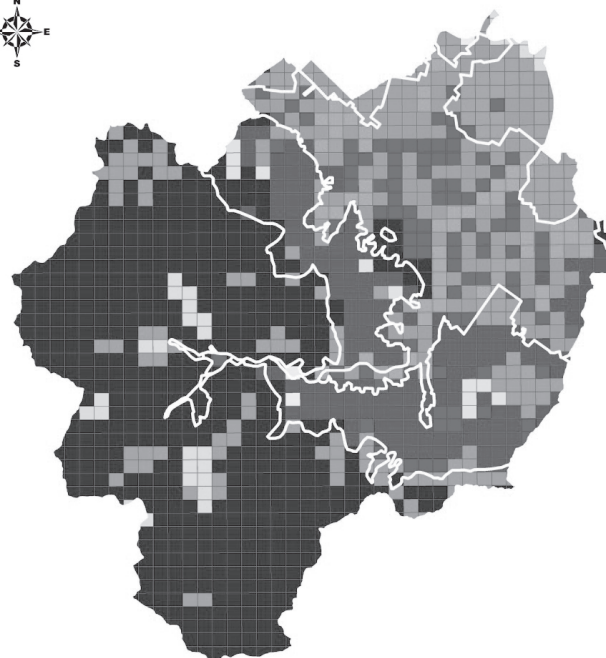


図2-4-9 生態系の分布状況

品を用いて「生き物かるた」を作成しました。作成した「生き物かるた」は、市内の全小学校、児童会館、幼稚園などに配布したほか、受賞作品を展示する作品展やかるた大会を開催し、普及啓発に活用しています。

#### (エ) 札幌市動植物データベースの構築

今後の生物多様性保全施策の基礎情報とするため、市内の動植物の生息・生育状況などの生物情報と文献情報を一元的に管理する「札幌市動植物データベース」を構築しました。データベースには、175,000件を超える生物情報や1,600件を超える文献情報が登録されています。データの一部については、札幌市公式ホームページでも公開しています。

### ウ 活動主体の育成、支援及び連携のしくみづくり

#### (ア) まちなか生き物活動

「まちなか生き物活動」は、生物多様性に対する市民の関心と理解を深めるとともに、多様な主体の行動や連携の促進を図ることを目的として、まちなか(札幌の市街地)で生物多様性の保全に関する活動を行うものです。NPO団体や企業等から広く企画提案を募集し、優秀な企画提案者への業務委託により実施しました。2017年度は、街路樹の調査を通じて身近な緑や生物多様性について考える活動やアメリカザリガニの捕獲体験等を通じて身近な外来種について考える活動を実施しました。

### (イ) 活動拠点ネットワーク

札幌市では、2013年10月、豊平川さけ科学館や北方自然教育園、札幌市円山動物園など市内の環境関連施設による「生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク」を立ち上げました。ネットワークでは、各施設の情報共有や連携・協働を進め、生物多様性に対する市民の理解促進と市内全体の生物多様性保全活動の活性化を図っています。2018年3月現在で19施設が参加しています。

### (ウ) 生物多様性さっぽろ応援宣言

企業や団体による取組を広げるための制度として、2015年9月より「生物多様性さっぽろ応援宣言」をスタートしました。生物多様性の保全に積極的に取り組んでいる企業・団体を「生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体」として登録し、札幌市がその取組をPRしています。2018年3月現在で、81企業、23団体が登録しています。

## エ 生息・生育環境の保全と拡大

### (ア) 自然環境調査

市内の生物多様性の状況や変化の傾向を把握するため、今まで

### (3) 野生鳥獣との共生・被害防止

札幌市は森林が市街地に接しているため、市民の生活圏とその周辺での野生鳥獣とのあつれきが発生しやすいことから、その軽減に向けて、普及啓発や出沒対応等様々な取組を実施し、野生鳥獣との共生を図っています。

## ア ヒグマへの対応

2017年3月に策定した「さっぽろヒグマ基本計画」に基づき、危機管理体制の整備等、出沒時の対応を充実させるとともに、被害を未然に防ぐための市街地侵入抑制策等、総合的な対策を実施しています。

### (ア) ヒグマ出沒対応

ヒグマ出沒時には、関係機関や野生動物調査の専門機関と連携した初動対応、地域住民への注意喚起等を実施し、人命を最優先とした対策を行っています。

### (イ) ヒグマの市街地侵入抑制策

ヒグマ出沒時の対応だけではなく、ヒグマを可能な限り市街地に侵入させないための対策を実施することで、ヒグマとの共生を図っています。

#### a 家庭用電気柵の貸出

家庭菜園の作物等がヒグマを誘引することを防止する手法として電気柵の有効性を体験してもらうため、希望者に電気柵の貸出を実施しています。2017年度は28セットの貸出を行いました。

#### b 河畔林等の下草刈り

ヒグマが市街地へ侵入する際の経路となり得る林や河畔林、草地等では、ヒグマが通りにくい環境づくりを行うため、市民へ働きかけ下草刈等を実施しています。

#### c 普及啓発

ヒグマに対する市民意識の向上のため、小学生を対象としたヒグマ講座や町内会その他市民を対象とした出前講座を積極的・計画的に開催しています。

に収集した動植物データを活用し、モニタリングに適した特に重要な地域（ホットスポット）の抽出に取り組んでいます。2017年度には候補地の選定を行い、今後は現地での生物調査を通じて、ホットスポットを定め、重要種の保全や外来種対策を含めた生物多様性の保全に取り組んでいきます。

### (イ) 外来種対策

外来生物法に基づき適正な生態系の保全のため、アライグマの捕獲やオオハンゴンソウ等の防除を実施しています。また、周辺自治体や大学、企業等との協働によりセイヨウオオマルハナバチや外来カエル対策にも取り組んでいます。

## オ 生物多様性の持続可能な利用

### (ア) 普及啓発イベント

自然を活かしたライフスタイルや環境に配慮した消費行動を推進し、生物多様性の持続可能な利用を進めるため、市内で開催される様々なイベントにおいてパネル展やリーフレットの配布等普及啓発活動に取り組んでいます。

## イ エゾシカへの対応

住宅街の地域住民の安全を図ることを目的として、本来の生息適地ではない市街地に出沒するエゾシカについては、関係機関等と連携を図り、見守りや追い払い、捕獲等の対応を行っています。

## ウ その他の野生鳥獣への対応

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に係る捕獲許可のうち、11種の野生鳥獣について「有害鳥獣捕獲許可事務」を行っています。

カラスについては、雛が巣立ちの時期に巣から出て地上にいる場合には、親ガラスの威嚇行為軽減のため、専門業者に委託し、雛の保護を実施しています。

#### (4) 生物多様性にも配慮した良好な景観の形成

##### ア 良好な景観の形成

良好な景観を形成することは、市民生活に潤いや豊かさをもたららし、まちに対する愛着と誇りを生み出します。

このような認識のもと、札幌市では1981年から様々な景観施策を展開しており、近年においては、成熟した都市において、景観を構成する要素を幅広くとらえ、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるため、2017年に「札幌市景観計画」を策定しました。

計画では、自然的特性を踏まえた景観形成の方針において、水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図ることを示しており、札幌市の景観施策の総合的な指針としての役割を重視し、様々な内容を盛り込んでいます。

##### (ア) 届出・協議による景観誘導

地域の景観形成に大きな影響を与える大規模な建築物等について、届出を義務付け、植栽などによる外構の配慮や「札幌の景観色70色」による色彩基準など、景観形成基準を定め、周辺と調和した景観形成を図っています。

また、景観形成上重要な建築物等について、景観法等に基づく届出の手続きに先立ち、計画の早い段階で、専門家がアドバイスをを行う制度（景観プレ・アドバイス）を設けています。

##### (イ) 景観資源の保全・活用

景観を特色付けている自然や建築物、工作物、生活習慣などは良好な景観を形成するための大切な景観資源です。これらの資源を保全・活用するため、景観重要建造物等や札幌景観資産の指定を行っています（2018年6月現在28件指定）。

また、2017年度からは、市民等に広く周知し、その活用を促進するために景観資源を登録する「活用促進景観資源」の制度の推進にも取り組んでいます。

##### (ウ) 地域ごとの景観まちづくりの推進

良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠です。さらに、2010年3月の札幌市都市景観審議会からの提言の中で、地域ごとの特徴のある「景観まちづくり」を推進していく必要性について示されました。

そこで、市民・事業者等が主体的に関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進する「景観まちづくり指針」の制度を設け、地域ごとの良好な景観を形成していきます。

##### (エ) 景観形成に関する普及啓発

良好な景観に関する市民や事業者の意識の高揚を図るため、市民自ら景観資源に関する情報を発信、共有、活用していく機会として市民主体の景観資源選出事業「好きです。さっぽろ（個人的に。）」を2012年度から2014年度まで試行的に展開してきました。今後、この成果と課題を踏まえ、より効果的な取組を実施していきます。

また、市民や事業者による景観づくりの取組を支援するため、「景観アドバイザー」を派遣し、専門的な立場から助言、指導を行っています。



札幌景観資産 第30号「旧沼田家倉庫」

#### イ 文化財の保存と活用

札幌には、先人が残してくれた貴重な文化財が多数あり、札幌の歴史と文化を理解する上で欠かすことのできないものです。

札幌の街にうるおいや安らぎを与え、歴史を思い起こさせてくれる文化財は市民共有の財産であり、その保存と活用を図ることは、将来の札幌の文化の発展のために、また、先人が築いてきた札幌の歴史的環境を良好な状態で伝えるためにも、とても重要なことです。

##### (ア) 指定文化財

2018年3月31日現在、市内には、国指定文化財17件（本市所有4件）、道指定4件（同2件）、市指定12件（同9件）の計33件（同15件）の指定文化財があります（表2-4-2）。

札幌市所有の文化財15件については一般公開するとともに、施設等の維持管理、修復等を行っています。

また、伝統芸能である丘珠獅子舞やアイヌ民族のアシリチュブノミ（新しい鮭を迎える儀式）の保存伝承を図るため、実施団体への支援を行っています。

##### (イ) 埋蔵文化財

埋蔵文化財とは、地中に埋もれている土器、石器、貝塚、住居跡、墓跡などの文化財のことをいい、これらを包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地といいます。

札幌市では、埋蔵文化財の保護と調和のとれた都市づくりを図るため、保護指導と発掘調査体制を整備するとともに、市内の埋蔵文化財の把握と適切な保存に努めており、現在541カ所の埋蔵文化財包蔵地を確認しています。

埋蔵文化財包蔵地は、現状のまま保存することが原則ですが、宅地造成等の各種開発行為により現状保存が困難な場合には、発掘調査による記録保存を行っています。

また、1991年に開設した札幌市埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の保護・指導や調査研究、市民の学習・研修の場として活用されています。



表2-4-2 指定文化財一覧

種類	名称	所在地・電話	所有者	指定年月日	摘要		
国 指	重要文化財	八窓庵 (旧舎那院志筈)	中央区中島公園1番 531-0029	札幌市	昭25.8.29	江戸初期の茶人小堀遠州(1579~1647年)の晩年の作と伝えられる草庵風の茶室。	
	〃	豊平館	中央区中島公園1番20号 211-1951	札幌市	昭39.5.26	明治13年に開拓使が建てた洋風建築物で明治初期のホテル建築の貴重な遺構。	
	〃	北海道庁旧本庁舎 (赤れんが庁舎)	中央区北2・3条西5・6丁目 231-4111	北海道	昭44.3.12	明治21年に建てられた米国風ネオ・バロック様式の官庁建築物。	
	〃	北海道大学農学部 (旧東北帝国大学農科大学) 第二農場	北区北18・19条西7・8丁目 北海道大学構内 716-2111	国立大学法人 北海道大学	昭44.8.19	明治42年から本道酪農の模範農場として造られた耕馬舎、穀物庫等全9棟。	
	〃	旧札幌農学校演武場 (時計台)	中央区北1条西2丁目 231-0838	札幌市	昭45.6.17	米国中西部建築様式の影響を受けた実用的な建物で明治11年に開拓使が建築。	
	〃	北海道大学農学部 植物園・博物館	中央区北3条西8丁目 北海道大学植物園内 221-0066	国立大学法人 北海道大学	平1.5.19	明治15年建築の博物館本館、同33年建築の博物館事務所、同17年建築の博物館倉庫、同44年建築の植物園門衛所など。	
	〃	旧開拓使工業局庁舎	厚別区厚別町小野幌 (北海道開拓の村内)	北海道	平25.8.7	明治10年に札幌市街中心部に建設され、昭和54年に北海道開拓の村に創建時の姿で移築された。明治初期の北海道開拓を支えた開拓使工業局の工作場の現存唯一の山城国栗田口の刀鍛冶、国俊の太刀。刃文は華美ではないが鍛えが優れており、古来名刀として名高い。	
	〃	太刀銘国俊	—	個人所有	昭8.1.23	無銘であるが、作風と優れた技量からみて来派の作と鑑定されるもので、国行の作と見られる名刀。	
	〃	刀無銘伝来国行	—	個人所有	昭31.6.28	無銘であるが、作風と優れた技量からみて来派の作と鑑定されるもので、国行の作と見られる名刀。	
	〃	箱館奉行所文書	中央区北3条西6丁目 北海道立文書館内 204-5077	北海道	平16.6.8	神奈川条約に基づいて設置された箱館奉行所及び出先機関で作成・受理された167点の文書。	
	〃	開拓使文書	中央区北3条西6丁目 北海道立文書館内 204-5077	北海道	平26.8.21	明治2年に設置され北海道・千島・樺太を管轄した開拓使の文書。	
	定 史	重要有形民俗文化財	アイヌのまるきぶね	中央区北3条西8丁目 北海道大学植物園 北方民族資料室内 221-0066	国立大学法人 北海道大学	昭32.6.3	シイク・トヨタリケ氏によって、大正末期に製作。
		跡	開拓使札幌本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎	中央区北2・3条西5・6丁目 231-4111	北海道	昭42.12.15	明治6年10月に建築された開拓使札幌本庁舎跡を指定。
		〃	琴似屯田兵村兵屋跡	西区琴似2条5丁目 621-1988	札幌市	昭57.5.7	明治7年に建設された北海道最初の屯田兵村の兵屋跡で兵屋番号133番。
重要無形民俗文化財		アイヌ古式舞踊	南区小金湯27 札幌アイヌ文化交流センター (保護団体事務局) 596-1610	札幌 ウポポ保存会	平6.12.21 (保護団体指定)	北海道に居住しているアイヌの人々に伝承されている芸能。	
天然記念物		円山原始林	円山 563-6111(石狩森林管理署)	林野庁	大10.3.3	海拔226mの山で390種の植物分布が見られる。	
〃	藻岩原始林	藻岩 563-6111(石狩森林管理署)	林野庁	大10.3.3	414種の冷温帯の豊富な植物分布がある。海拔531m。		
道 指 定	有形文化財	琴似屯田兵屋	西区琴似1条7丁目 琴似神社境内 621-5544	琴似神社 (管理:琴似屯田保存会)	昭39.10.3	明治8年に入植した北海道最初の屯田兵村の兵屋の1棟で、兵屋番号140番の遺構。	
	〃	札幌市K-446 遺跡出土の遺物	中央区南22条西13丁目 札幌市埋蔵文化財センター 512-5430	札幌市	昭55.8.12	擦文時代の土器、土製支脚、紡錘車の合計17個。	
	〃	旧永山武四郎邸	中央区北2条東6丁目 211-2312(文化財課)	札幌市	昭62.11.27	第2代北海道庁長官永山武四郎の私邸で、明治10年代に建築された和洋折衷の住宅。	
	〃	新琴似村屯田兵村記録	北区北8条西5丁目 北海道大学附属図書館 706-3956	国立大学法人 北海道大学	平28.3.31	北区新琴似地区に入植した屯田兵の明治中期～昭和初期の自治活動に関する記録。	
市 指 定	有形文化財	清華亭	北区北7条西7丁目 746-1088	札幌市	昭36.6.7	札幌最初の公園「借楽園」に明治13年貴賓接待所として建築。	
	〃	新琴似屯田兵中隊本部	北区新琴似8条3丁目 765-3048(現地管理人) 761-4205(新琴似まちづくりセンター)	札幌市	昭49.4.20	明治19年に新琴似屯田兵村の本部として建築されたもので、週番所(中隊本部)としては札幌に残る唯一のもの。	
	〃	旧黒岩家住宅 (旧簾舞通行屋)	南区簾舞1条2丁目 596-2825	札幌市	昭59.3.28	明治5年に有珠新道の交通の要所となるミソマップ(簾舞)に建築されたもので、札幌における通行屋の唯一の遺構。	
	〃	旧札幌控訴院	中央区大通西13丁目 251-0731	札幌市	平30.3.8	大正15年に建てられた、煉瓦・軟石・RC構造の洋風建築物。	
	〃	木造日蓮聖人坐像	中央区南11条西9丁目 豊葦山妙心寺 511-7634	豊葦山 妙心寺	昭56.7.21	彩色寄木造りで、僧日住が厄除けのため寛文6年(1666年)に造立させたもの。	
	〃	旧琴似川流域の 堅穴住居跡分布図	中央区南22条西13丁目 札幌市埋蔵文化財センター 512-5430	札幌市	平16.8.25	明治27、28年頃高畑宜一氏により作成された、市内都心部から北区麻生町付近までの擦文時代(約1300~800年前)の堅穴住居の窪み約720ヶ所を記録した分布図。	
	〃	札幌市N30遺跡出土品	中央区南22条西13丁目 札幌市埋蔵文化財センター 512-5430	札幌市	平16.8.25	平成7・8年に、西区二十四軒4条1丁目目で発掘調査した縄文時代後期から晩期(約3700~2300年前)の出土品(1,413点)。縄文時代晩期末の墓からは、土偶やサメの歯も出土。	
市 指 定	有形文化財	札幌独立キリスト教会文書	中央区大通西22丁目 札幌独立キリスト教会 641-3522	札幌独立キリスト教会	平28.7.28	クラーク博士起草の「イエスを信する者の契約」等、明治初期の文書計7点。	
	無形文化財	丘珠獅子舞	東区丘珠(保持団体住所)	丘珠獅子舞 保存会	昭49.10.25	明治25年に富山県からの移住者によって伝えられ、伝承してきた獅子舞。	
	跡	手稲山口バツ塚	手稲区手稲山口324-308	札幌市	昭53.8.21	明治16年にトノサマバツの大群を駆除するために、大量の卵のうを埋めた畝状の塚跡。	
	有形文化財及び史跡	札幌村・大友亀太郎関係 歴史資料及び史跡	東区北13条東16丁目 札幌村郷土記念館 782-2294	札幌市	昭62.2.20	慶応2年(1866年)、札幌村は大友亀太郎によって開拓が進められ、その後、玉葱栽培の先進地として発展した。これらの歴史資料及び役宅跡。	

(資料)札幌市市民文化局